

整理番号	消防-法不-84
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安機関に対する基準適合命令
概要	市長は、保安機関が、認定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その保安機関に対し、基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の2 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が第31条各号に適合しなくなったと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	